

開発（建築）許可申請添付書類一覧

令和4年4月1日

都市計画法第34条第9号

提出部数:提出部数:2部(正本1部、副本1部)

(注)確認欄の「※1」は、42条・43条建築許可申請に添付不要。「※2」は、42条建築許可申請に添付不要。

No	添付書類等	備考	確認
1	開発行為許可申請書／建築許可申請書	宛て名は「吉見町長」としてください。	
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合。 代理者の ①資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を明記	
3	理由書	①土地選定の理由 ②業務内容等について記載すること	
4	法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	
5	ハザードマップの写し	位置を朱書き	
6	開発区域位置図(都市計画図の写し)	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き	
7	〃 区域図(住宅地図等の写し)	①方位 ②縮尺 ③区域を朱囲み	
8	公図の写し	①方位 ②縮尺 ③申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入	
9	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの ※ 当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む	
10	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
11	土地・建築物・工作物権利者の同意書	申請者本人が権利者の場合は不要。 ①実印押印 ②抵当権等の所有権以外の権利者含む	※1
12	上記権利者の印鑑証明書	申請日以前3か月以内に交付されたもの	※1
13	公共施設管理者の同意書	法第32条同意	※1
14	公共施設管理者との協議書	新たに公共施設を設置する場合(区域外を含む。)	※1
15	事業計画書	①業務内容 ②雇用計画 ③施設収容数 ④資金計画等を記載する	
16	資格証等の写し	営業開始に必要な許認可、資格又は免許等(個人及び法人) ※フランチャイズ店の場合は、フランチャイズ契約書等の写し	
17	設計説明書		※1
18	現況写真(全景2方向以上)	①道路を入れて撮影 ②区域を朱囲み ③写真番号記載 ④写真方向図(写真番号、撮影方向を記載。現況図に記載も可)	
19	現況図(BMを明示)	①道路及び現況地盤高(隣接地を含む) ②方位・縮尺等記入	
20	求積図(実測)	①面積(小数点第2位) ②全ての辺長 ③方位・縮尺等記入	
21	土地利用計画図	①道路の位置(有効幅員、道路番号、建築基準法第42条該当号) ②公園・緑地等の位置 ③給・排水施設の位置、種別・管径、水の流れ方向(雨水・污水系統別に着色) ④放流先の名称 ⑤予定建築物の位置、用途、規模 ⑥擁壁の位置及び種類 ⑦切土・盛土がない時はその旨等を記入	

(裏面に続く)

開発（建築）許可申請添付書類一覧

令和4年4月1日

No	添付書類等	備考	確認
22	造成計画平面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高(BMを明示) ②切土・盛土をする土地の部分(盛土は茶、切土は黄で着色)③擁壁(義務・任意)の位置、種類及び高さ ④法面の位置及び形状 ⑤予定建築物の位置⑥ 縦横断線の位置 等を記入	※1
23	造成計画縦横断面図	①切土・盛土をする前後の地盤面(盛土は茶、切土は黄で着色)②法面の位置及び勾配 ③擁壁(義務・任意)の位置・形状 ④予定建築物の位置 ⑤浸透施設の位置 等を記入	※1
24	雨水処理計画計算書	①必要となる処理量 ②施設の処理能力を計算したもの	
25	雨水、汚水排水施設構造図	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入 ④浄化槽認定シート	
26	地盤調査報告書	調査の結果、軟弱地盤であるときは、対策工事施工計画書を添付	※2
27	擁壁(裏込め、水抜き含む)の断面図	①種類 ②寸法 ③材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入	※2
28	構造計算書 ※義務擁壁の場合	①計算書 ②地耐力の根拠(ボーリングデータ 等)	※2
29	資力・信用を証する書類 (自己用 1ha 以上、非自己用)	①資金計画書 ②工事費見積書 ③残高証明書・融資証明書 ④業務経歴書 ⑤所得税又は法人税納税証明書	※1
30	工事施行者の能力を証する書類 (自己用 1ha 以上、非自己用)	①建設機械目録 ②技術者名簿 ③工事経歴書④建設業登録の写し	※1
31	放流許可書・道水路占用許可等の写し	道水路管理者・水利権者の放流・占用許可等が必要な場合	
32	道路工事施工承認書等の写し	道路法第 24 条に基づく道路管理者の施工承認が必要な場合	
33	その他町長が必要と認める書類		

★申請書の様式は、吉見町の HP からダウンロードすることができます。(吉見町HP⇒MENU⇒くらし・手続き ⇒都市計画⇒都市計画⇒開発許可制度⇒開発許可等申請書一覧)

★図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説(令和2年4月版)」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続(P377～)」を参照してください。

※ 全ての図面について区域を朱書きしてください。